

東北学院大学の改革に関する意見箱 回答

No.	2024-020
投書日	2024/09/07
タイトル	学生相談窓口における匿名相談、教職員向けのハラスメント窓口について
投書内容	学生が教育研究活動においてハラスメントを受けたと感じたときに、適切な窓口相談に行くハードルが高いように思います。学生相談室は開かれています、予約フォームには氏名の入力が必要です。ハラスメントを受けたと思う学生は、相談したことがその教員に知られることを恐れますので、自分が相談したことは隠したいと思うはずで、匿名の電話相談などが有効ではないかと考えているのですが、そのような対応を検討いただけませんか。
回答日	2024/10/18
回答	ご質問ご意見ありがとうございます。本学では、学生・教職員のハラスメント防止や相談のため、ハラスメント対策委員会を設け、苦情・相談に対応するために専門のハラスメント相談員を学内に配置しております。 ハラスメントの被害にあった場合や、そうした被害を見聞きした場合、まずはハラスメント相談専用電話またはメールアドレス宛にご相談ください。 そのほかにも学内のハラスメント相談員や、学生の方は学生課（学生・厚生係）窓口または学生健康支援センター（学生相談室）窓口等でも相談を受け付けます。 ご質問いただいたように匿名で電話相談にてご連絡いただいた場合でも、勇気を持って相談していただいた相談者の気持ちを大切に、ご相談内容をお聞きする対応を心がけております。 ご相談いただく窓口や相談員には守秘義務があり、相談者のプライバシー（匿名性）や相談内容は相談者の意思を確認せずに他言することはありませんのでご安心ください。 その際、相談内容に応じて真摯に問題解決を図るため、事実の確認などについて聞き取りを行うことがありますのでその点は予めご了承ください。 なお、ハラスメント相談専用の電話番号、メールアドレス、相談員一覧等は以下の URL（PDF ファイル）にて公開しておりますのでご確認の上、ご相談ください。 ■ハラスメント対策ガイドライン（PDF 版） https://www.tohoku-gakuin.ac.jp/campuslife/support/files/harassment.pdf